

## トップのための経営財務情報

第 291 号 この資料は全部お読みいただいて 140 秒です。

今回のテーマ： 大王製紙の巨額融資事件で問われるコーポレート・ガバナンス

### 大王製紙の巨額融資事件

11.10.20 の日経新聞によれば、大王製紙の井川前会長が、8 社以上の連結子会社から総額 105 億円を無担保で、うち 22.5 億円は連結子会社以外の子会社を迂回して、融資を受けていました。創業 100 年を誇る東証 1 部上場企業のスキャンダラスなニュースとして報道されています。

### 特別背任罪～井川前会長の罪～

大王製紙側は井川前会長の特別背任容疑による告訴も検討しています。特別背任罪は会社法の罰則規定で、取締役などが、自己もしくは第三者の利益や会社に損害を与える目的でその任務に背く行為をし、会社に財産上の損害を加えたときは、10 年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金を処すというもので、併科もあり、未遂でも罰せられます。

### 機能しなかったコーポレート・ガバナンス～未然に防ぐことは出来たはず？～

大王製紙の 11 年 3 月期の有価証券報告書（以下「有報」）では、「コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最重要課題とし、取締役会で取締役の業務執行の監督・取締役の経営執行状況の監視をし、監査役は業務及び財産の状況、内部統制の整備状況の調査を行い、経営に対するチェック機能の強化・充実を図っている」と記載されています。会社法では、取締役などと会社間の取引のうち、利益が相反する取引は、株主総会または取締役会の承認が必要というチェック規定があり、会社に著しい損害が生じる可能性がある場合は、取締役にはその事実の株主または監査役（監査役会）への報告義務があります。有報の記載どおりにコーポレート・ガバナンスが機能していれば、会社法上のチェック規定により、デフォルトリスクを伴う特別背任罪の対象となる事件は未然に防げたといえます。

有報上で、融資額 105 億円のうち 11 年 3 月までの融資額 46 億円はディスクロズされているため、この融資の存在は、子会社も含めた取締役・監査役は知らなかったでは済まされません。大王製紙の株価は、現時点では急落する傾向は見られないため、株主への多大な損害はないにせよ、コーポレート・ガバナンスのシステムが機能しなかった問題は、株主総会での追及は必至と予想されます。「モノ言うべき」チェック役が「モノ言わぬ」になってしまった点でこの問題は相当根深いものといえます。

### 非上場会社のコーポレート・ガバナンス

非上場会社には、コーポレート・ガバナンスのシステム構築を強制する法令はありませんが、会社法その他多種多様な法令が適用されます。日本の厳しい情勢下では、中小企業でも海外移転を迫られることも珍しくなく、会社はグローバルな視線に晒されることになり、その中で会社の安全性をアピールするにはコーポレート・ガバナンスを機能させることが重要といえます。

### お見逃しなく！

1. 法務省法制審議会は会社法制の見直しを検討しており、間もなく中間試案を出す予定です。その内容は社外取締役の選任義務化などコーポレート・ガバナンスに関する事項が多くなっています。
2. 会社が役員または従業員に資金を無償または通常よりも低い利率で貸し付けた場合、通常利率による利息金額と実際に徴収した利息との差額は経済的利益の供与となり、その役員または従業員に所得税等が課税されます。また、元本の返済実績がないなどの場合には、元本自体も経済的利益の供与と認められる場合もあります。